

A I 等を活用した法務業務及びその支援の将来像を見据えたルールメイキングの在り方検討のロードマップ

令和 8 年 8 月
法 務 省

新たなガイドラインの策定

- 令和 5 年ガイドラインを踏まえつつ、生成 A I 等の技術進展等に鑑み、弁護士法第 72 条の関係上、特にその分水嶺となり得る要件に関する解釈指針を補完する。
- 同条及びその趣旨に違反しないようにするためのガバナンス上の留意・推奨事項についての指針を明示する。

有識者検討会の立ち上げ

- A I 等を活用した法務業務及びその支援の将来像を見据え、ガバナンスを含めたルールメイキングの在り方を引き続き検討する。

ルールメイキング
について議論する
有識者検討会を立ち上げ

【有識者検討会の概要】

- 生成 A I 等の新たな技術の進展や国内外の動向等を見据えた、法務業務支援サービスの適切な利活用とルールメイキングの在り方の検討が必要。
⇒ 現行の弁護士法、現行ガイドライン等の限界や司法への影響を踏まえつつ、今後の A I 等を活用した法務業務及びその支援の将来像を見据えたルールメイキングの在り方等を検討する。
- 幅広い観点からの検討のため、法学や A I ガバナンス等の研究者、裁判官・弁護士等の法律実務家、A I ・情報工学等の技術系の研究者、経済界の有識者、消費者保護の専門家等を構成員とする有識者検討会を立ち上げる。

ロードマップ

